

平成 25 年度「家族の日」「家族の週間」実施要綱

平成 25 年 4 月 19 日
内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

子どもと子育てを応援する社会の実現のためには、子どもを大切にし、社会全体で子育てを支え、個人の希望がかなえられるバランスの取れた総合的な子育て支援を推進していく必要がある。

このため、「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）において、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会」を目指し、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めることとし、「家族の日」（11 月の第 3 日曜日）や「家族の週間」（家族の日の前後 1 週間）等を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解の促進を図ることとされたところである。

また、内閣府では、平成 19 年度から、「家族の日」「家族の週間」を定め、この期間を中心として、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さを呼び掛けてきたところである。

これらを踏まえ、平成 25 年度においても、地方公共団体、関係団体等と幅広く連携・協力し、行事の開催や啓発の実施などの取組を行うこととする。

2 実施時期

平成 25 年度の「家族の日」及び「家族の週間」を次のとおり定める。ただし、地方公共団体、関係団体等、各々の実施主体が実施する事業は、それぞれ適切な時期に行う。

(1) 家族の日

平成 25 年 11 月 17 日(日)

(2) 家族の週間

平成 25 年 11 月 10 日(日)から 23 日(土)まで

3 実施体制

総務省、文部科学省、厚生労働省等の関係省庁と連携を図りつつ、内閣府において事業を実施する。また、地方公共団体及び関係団体等に対しても連携・協力を呼び掛ける。

4 主な実施事項

(1) 大会の開催

地方公共団体等の協力を得て、「家族の日」に合わせて、家族や地域の大切さ等について呼び掛けるための全国大会を開催する。

(2) 表彰の実施

家族や地域の大切さ等に関する作品を募集し、優秀作品について表彰を行う。

(3) 関係省庁、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力

関係省庁、地方公共団体及び関係団体等に対し、地方公共団体の「家庭の日」など各主体が実施する事業等を通じて、本事業と積極的な連携・協力を図るよう呼び掛ける。

5 その他

- (1) より効果的に事業を実施する観点から、必要に応じ連絡の場を設けるなど、関係省庁、地方公共団体及び関係団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。
- (2) この要綱に定めるもののほか、「家族の日」「家族の週間」に関し必要な事項は、内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長が定めるものとする。

平成25年度「家族の日」「家族の週間」

御協力いただきたい内容について

1 「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」作品募集の周知について

「家族の日」「家族の週間」の一環として、子育てを身近な地域社会で支えることの重要性に対する理解と関心を高めることを目的に、広く国民（小学生以上）から写真、手紙・メールを募集し表彰する「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」を今年度も実施することといたしました。

貴管下の関係諸機関、団体等へコンクールについて周知いただくとともに、貴団体の広報誌・機関紙等への掲載などにも御協力くださいますようお願い申し上げます。

「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」概要

◆募集内容

「写真」 (1) 子育て家族の力(子育て家族のきずな、子どもと深める家族のきずな)
(2) 子育てを応援する地域の力(地域ぐるみで子育て支援)

「手紙・メール」

募集区分 (1) 小学生の部 (2) 中・高校生の部 (3) 一般の部

子育てを家族みんなで支え合うことの大切さ、感謝などの思いを伝える内容のもの。

子育てを社会も応援していくことの大切さを訴える内容のもの

◆募集期間 平成25年7月1日(月)～9月9日(月)

◆表彰 募集テーマ、区分ごとに最優秀賞1点、優秀賞5点以内。

いずれも、内閣府特命担当大臣(少子化対策)表彰と副賞。

◆応募方法など詳しくは内閣府「家族の日」「家族の週間」ホームページに6月末頃掲載予定
内閣府>内閣府の政策>子ども・子育て支援>「家族の日」「家族の週間」

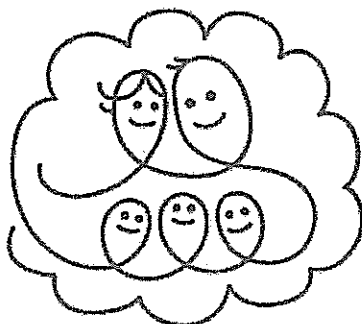
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kazoku/index.html>

2 「家族の日」シンボルマークを活用した「家族の日」の認知啓発

「家族の日」「家族の週間」について、広く認知啓発を図るため、ロゴマークを定めました。貴団体で実施いただいている関連行事等に積極的に御活用いただきますようお願い申し上げます。

使用方法など詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kazoku/index.html>



やっぱり、家族っていいね。

家族の日
家族の週間

家族の日は、11月第3日曜日 家族の週間は、家族の日 前後各1週間